

宇治市のかいごほけんだより

2015年4月 No.25
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL http://www.city.uji.kyoto.jp



宇治市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定しました

平成24年3月に策定した宇治市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の見直しを行い、平成27年4月から新たな計画がスタートしました。本計画(平成27～29年度)では、第3期(平成18～20年度)からの基本理念を継承しつつ、これまでの取り組みから継続している課題や現在直面している新たな課題を踏まえるとともに、平成37年(2025年)における宇治方式地域包括ケアシステムの実現を目指します。また、市民の主体的な参画のもと、すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいをもって、安心して暮らすことのできる地域社会と「健康長寿日本一」の実現を目指します。

基本理念

平成37年(2025年)における宇治方式地域包括ケアシステムの実現を目指します。

①自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者の生活機能の低下を防止し、できる限り介護が必要な状態にならないよう、健康づくりや介護予防の取り組みを推進します。また、高齢者個人の尊厳の保持のもと、自らの経験と知識を活かしながら、文化・芸術・スポーツ・ボランティア活動・就労などに参加し、多様な年代の人との交流を図ります。

②住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

高齢者が、一人暮らしであっても、認知症になっても、介護が必要な状態になっても、必要なサービスを適切に利用し、安心して暮らせる環境を整備します。

③ふれあいと支え合いのまちづくり

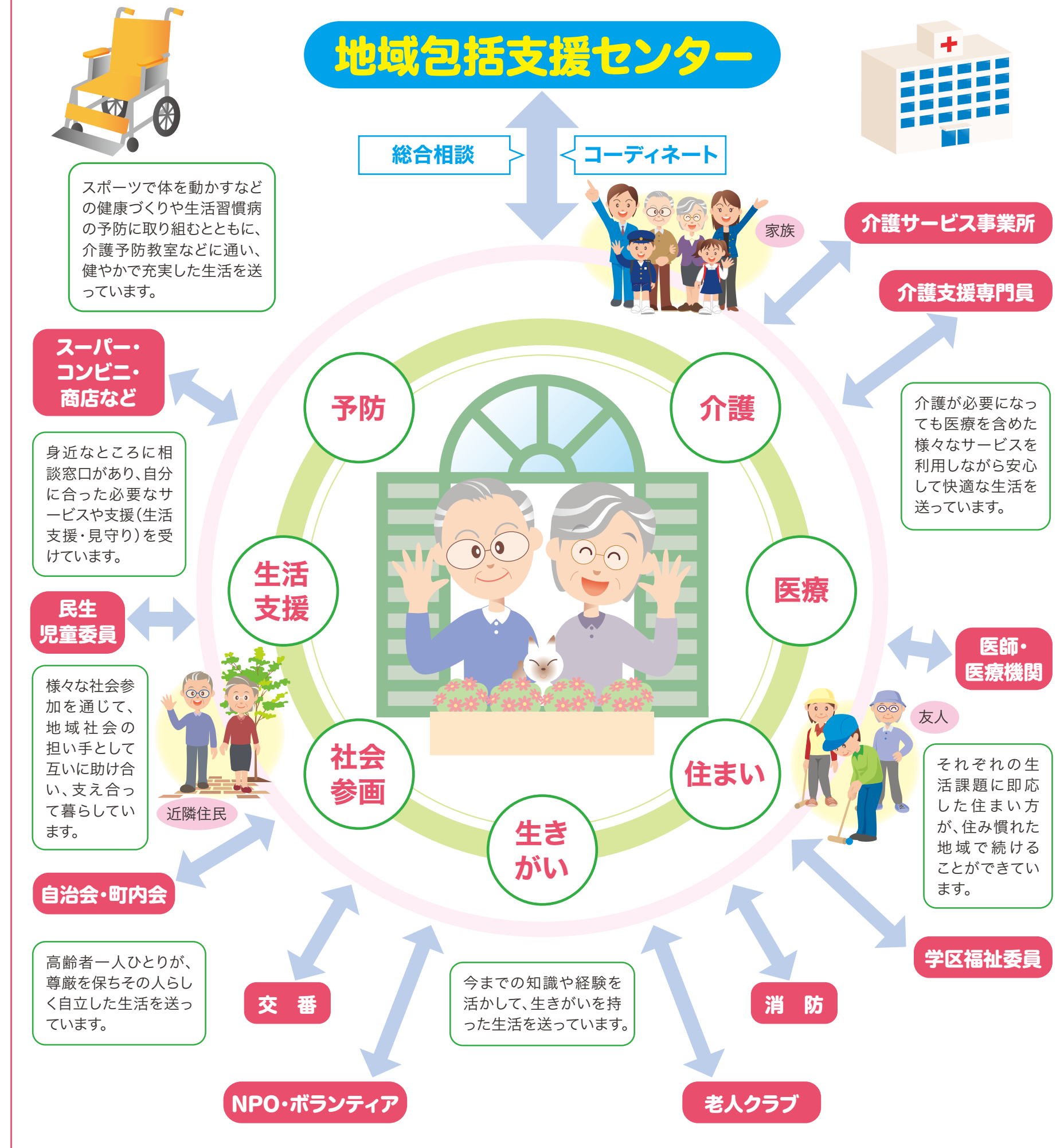
相互扶助の精神のもと、高齢者が地域において住民同士の助け合いや支え合いによって暮らせるよう、地域包括支援センターをはじめとする保健・医療・福祉などの関係機関や団体と連携した地域のネットワークづくりを進めます。

平成37年(2025年)の超高齢社会を見据えて

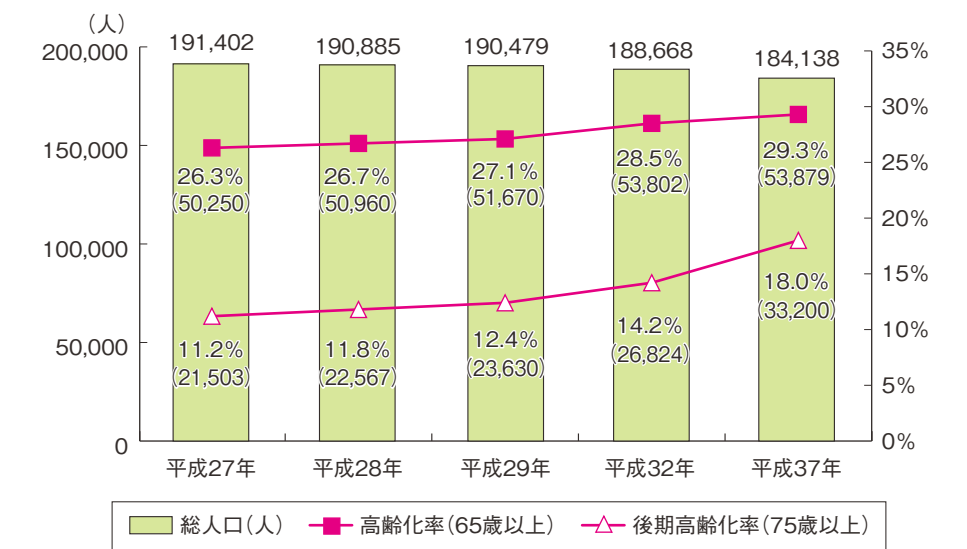
住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現のためには、まず高齢者が心身ともに健康であることが重要です。健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関する施策に力を入れつつ、高齢者の主体的な参画のもと、それぞれの活動や取り組みが有機的に関わり、発揮できるように様々な支援を行っていきます。

また、介護や療養が必要となっても、高齢者の尊厳が守られ、高齢者がその人らしく生活することができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向け、目標を定め計画的に取り組みます。

宇治方式地域包括ケアシステムの実現に向けて 平成37年(2025年)の本市の目指すべき姿



人口の将来推計



宇治市の高齢化率は、上昇し続けており、平成26年(2014年)には25.6%に到達し、市民の約4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えました。高齢化率は、平成29年(2017年)には27.1%、また、団塊の世代が75歳になる平成37年(2025年)には29.3%になると見込まれ、市民の約3人に1人が高齢者になると予測されます。

総人口に占める後期高齢者割合も上昇し、平成37年(2025年)は18.0%となり、平成27年(2015年)の11.2%から6.8ポイント上昇する見込みです。

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現に向けて

認知症の人や家族などが安心して自分らしく地域で暮らし続けることができるよう、今後も支援の充実に取り組み、「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現を目指します。

認知症初期集中支援チーム

宇治市では、認知症初期集中支援チームを設置しています。本人や家族の「認知症かも……」という気づきから相談を受け、家庭に医療と福祉の専門チームが訪問します。本人や家族の状況を伺い、認知症の専門医とともに最適な支援計画を立案し、地域で安心して生活を継続できるよう、しっかりサポートします。



認知症対応型カフェ(れもんカフェ)

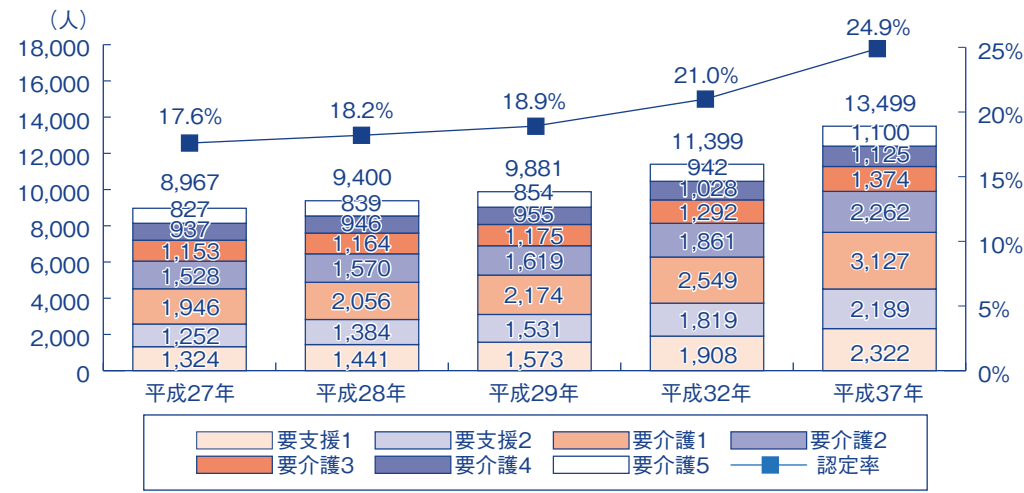
認知症対応型カフェ(れもんカフェ)とは、市内在住の認知症の人や家族、また認知症の不安がある人や地域の人などが気軽に集えるカフェです。

内容は、認知症についてのミニ講座やミニコンサート、参加者同士の交流、専門職のスタッフとの個別相談などです。市内6拠点で行っています。



問い合わせ先 宇治市健康生きがい課

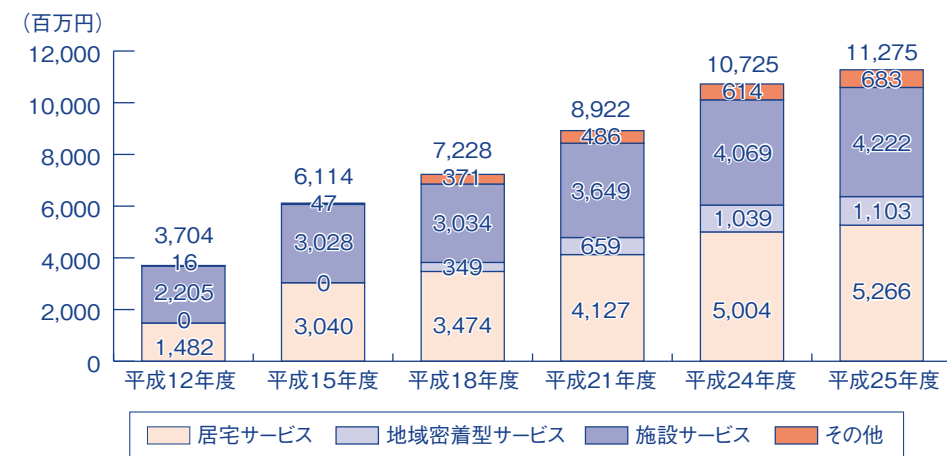
要介護・要支援認定者数の将来推計



要介護・要支援認定者数は、毎年増加しており、第6期計画終了年の平成29年(2017年)には9,881人、平成37年(2025年)には13,499人になると見込まれます。また、認定率については、後期高齢者人口の増加に伴って上昇すると見込まれます。



保険給付費の推移



保険給付費の総額は、平成24年度から100億円を超え、平成25年度では約112億円になっています。サービス別でみると、平成25年度の地域密着型サービスは平成18年度の3倍以上となっており、大きく増加しています。



介護保険制度の主な改正点

団塊の世代が75歳に到達する平成37年(2025年)を見据えて、持続可能な介護保険制度のための地域包括ケアシステムの構築を基本的な考え方とし、平成27年度については、以下の改正が行われます。

平成27年4月から

- 介護保険の財源における負担割合の変更(公費:50%、第1号被保険者の保険料:21%→22%、第2号被保険者の保険料:29%→28%)
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準の変更
介護老人福祉施設(地域密着型を含む)への新規入所者は、原則、要介護3以上に限定されます。
※要介護1・2でも一定の場合には特例での入所が認められます。詳しくは、平成27年4月1日号の宇治市政だよりをご覧ください。
- 複合型サービスの名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更
- 施設サービス利用時の多床室の居住費と、その負担限度額の変更

基準費用額	負担限度額		
	第3段階	第2段階	第1段階
320円→ 370円 (注)	320円→ 370円	320円→ 370円	0円

適用年月日が平成27年3月31日以前の「介護保険負担限度額認定証」については、平成27年4月以降、変更前の負担限度額を変更後の負担限度額に読み替えます。(注)平成27年8月から、介護老人福祉施設(ショートステイ含む)は840円になります。

平成27年8月から

- 一定以上所得者の利用者負担の見直し
介護サービスと介護予防サービスの自己負担について、一定以上所得者については、平成27年8月より1割から2割になります。
また、利用者の負担割合を示す証明書として、介護保険負担割合証(1割または2割)を要介護・要支援認定者全員に交付します。(★)
- 低所得の施設利用者が受けられる食費・居住費の補足給付(負担限度額認定)の適用条件の変更(配偶者の所得や預貯金などが勘案されます)(★)
- 高額介護サービス費の一部の限度額の変更(★) ● 高額医療・高額介護合算制度の一部の限度額の変更

平成29年4月から

- 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が実施する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に移行
※移行までは、これまでどおり予防給付(訪問介護・通所介護)を利用することが可能です。

「★」は、今後の「宇治市のかいごほけんだより」または「宇治市政だより」に詳しく掲載します。

平成27年4月から、第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料を改定しました

●第6期(平成27~29年度)の介護保険料

保険料段階	対象者	基準額(※1)に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第1段階	住民税非課税世帯で、 (本人:非課税 世帯:非課税)	●老齢福祉年金受給者 ●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下	0.40 24,920円 (※2)
第2段階		●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.60 37,380円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者あり)で、 (本人:非課税 世帯:課税)	●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円を超える	0.70 43,610円
第4段階		●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下	0.80 49,840円
第5段階	本人が住民税課税で、	●本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を超える	基準額 62,300円
第6段階		●合計所得金額が125万円以下	1.10 68,530円
第7段階		●合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.30 80,990円
第8段階		●合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65 102,800円
第9段階		●合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95 121,490円
第10段階		●合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10 130,830円
第11段階		●合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25 140,180円
第12段階		●合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40 149,520円
第13段階		●合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55 158,870円
第14段階		●合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70 168,210円
第15段階	●合計所得金額が1,000万円以上	2.95 183,790円	

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年ごとに見直しを行います。今回、平成27~29年度の介護保険サービス量の推計を行い、第1号被保険者(65歳以上の人)の新しい介護保険料を左表のとおり設定しました。

第6期計画においては、主に次の方策により介護保険料の設定を行いました。

- 介護保険給付費準備基金の取り崩し…介護保険料基準額に対する割合(以下、「割合」という)の上昇を抑制しました。
- 低所得者層への保険料軽減…◎国の標準的な割合より低い割合に引き下げ、負担軽減を行いました。
- ◎介護保険制度の改正により、保険給付費及び地域支援事業費の50%とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料軽減を行う仕組みを設けました。
- 住民税課税者層の多段階化…第5期計画以上にきめ細やかな多段階設定を行い、所得に見合った割合にすることで負担感の軽減を図りました。

※1:各保険料段階において、保険料を決める基準となる額のこと。基準額 = $\frac{\text{宇治市で介護保険の給付にかかる費用} \times 65\text{歳以上の人の負担分}(22\%)}{\text{宇治市の65歳以上の人数}}$

※2:介護保険法施行令の一部改正に伴う、宇治市介護保険条例改正後の金額。なお、改正前の保険料額(年額)は、28,040円。

平成27年度から、年間の介護保険料額の通知書が「圧着はがき」になります

毎年6月中旬に、第1号被保険者(65歳以上の人)に個別通知している「介護保険料納入通知書」(年間の介護保険料額を示す通知)が、平成27年度から圧着はがきになります。

■対象者…市内在住で支払方法が、次のいずれかの条件に該当する人

- ◎特別徴収(年金からの引き取り)で納めている人
- ◎口座振替で納めている人
- ◎年度内に、上記の両方で納めている人

※上記以外の人(納付書で納めている人や通知先を市外に設定している人など)は、例年どおり封書での通知となります。

「宇治市のかいごほけんだより」は必ず保管してください

平成27年6月1日号宇治市政だよりと同時に配布する「宇治市のかいごほけんだより」に、保険料の詳細な内容を掲載します。必ず保管してください。